**平成２２年（フ）第１４３号**
茨城県稲敷市沼田2650番地180、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1976番地22
債務者　若泉もと子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１４４号**
茨城県取手市井野台１丁目17番26号
債務者　平多　重治
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１４８号**
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン２―1205
債務者　駒ケ峯　敏
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３８号**
福井県敦賀市砂流50号19番地の６　ひばりヶ丘町
債務者　山雄　一雄
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２２年（フ）第１９７号**
山梨県甲州市塩山上於曽1342番地４
債務者　遠藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２８号**
山梨県山梨市北1053　鶴田住宅９号、申立時の住所山梨県甲州市塩山下於曽401番地１飯田アパート南２
債務者　望月　　晋
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２３２号**
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地2578
債務者　細井　　明
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２５５号**
山梨県北杜市須玉町藤田272番地１
債務者　深澤　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２６６号**
山梨県中央市東花輪953番地15
債務者　渡邊　里美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第８０号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2377番地１、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1070番地
債務者　祝　　宣勝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第８２号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　工藤　達美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第８３号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　工藤　初江
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第２８２号**
長崎県長崎市西山２丁目１番10―308号
債務者　高巣瑪利子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２００号**
沖縄県那覇市三原１丁目４番29号　コーポとみはら２－Ｂ
債務者　泉水　浩美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第２２５号**
沖縄県那覇市高良１丁目９番27号　平川アパート303
債務者　具志　　聡
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第２３５号**
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅15―501
債務者　平良　弥生（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第２３９号**
沖縄県那覇市古島２丁目25番地２　２階
債務者　仲里　裕美（旧姓浦崎）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部